

見 解 書

松環清第84号
令和7年12月5日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

作成者

都市計画決定権者 松戸市
上記代表者 松戸市長 松戸 隆政
(公印省略)

千葉県環境影響評価条例第41条第2項の規定により読み替えて適用される同条例第19条第1項の規定により述べられた意見の概要及びそれに対する見解は、次のとおりです。

No	都市計画対象事業の名称	(仮称) 松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業
	意見書に記載された意見の概要	意見書に記載された意見に対する見解
1	工事の内容は、解体時や建替え時等、目に見えてくる時期にも説明会を開いてほしい。 また、地域への還元施設も含めてクリーンセンターの存在は大切。還元施設もクリーンセンターの敷地、また管理下であるならば、全体的な計画、今後の予定なども知りたい。	本事業に係る工事の説明会は、建設事業者が決定しましたら開催する予定ですが、工事中の説明会については今後検討してまいります。 また、新たに建設する利便施設（還元施設）につきましては、詳細が決まり次第説明会を開催する計画です。
2	周辺住民から旧施設の稼働中は、多少なりとも機械音があったので工事中も含め心配と聞いている。	本施設の供用後は、場所によって機械音等が聞こえる可能性があります。ただし、施設の稼働に伴う騒音の予測結果は、敷地境界上の最大地点で37デシベルであり、旧施設における和解条項（周辺住民との基準値等に係る取決

		<p>め)に基づいた基準値（夜間 40 デシベル）を下回っております。</p> <p>また、供用時には、定期的な騒音レベルの測定を実施し、基準値を超過する場合は、必要に応じて対策を検討・実施します。</p> <p>工事中は、建設機械の稼働音等が聞こえる可能性があります。ただし、建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果は、敷地境界上の最大地点で 66 デシベルであり、特定建設作業における騒音の規制基準値を下回っておりますが、今後も詳細な工事計画を検討するなかで、発生騒音が極力少なくなる施工方法や手順を十分に検討し、集中稼働を避け、騒音等に係る周辺生活環境への配慮に努めます。</p>
3	周辺住民から本施設周辺では、風向きによって臭いを感じるのではないか心配と聞いている。	本施設では、臭気が生じやすいごみピット、プラットホーム等を負圧に保つことで、外部への臭気の漏洩を防止する計画です。その他にも、廃棄物運搬車両が出入するプラットホームの出入口扉は、常時開放しない運営とし、外気の通り抜けによる臭気の漏洩を防止する等の悪臭防止対策の実施に努めます。
4	老人福祉センター及びスポーツ施設の廃止に関する説明会を早急に希望する。利用者からの意見を聞き、説明をしないまま先に進めるべきではない。	<p>旧施設の稼働停止前に、本事業用地に隣接する、老人福祉センターにて当センターの利用は、令和元年度の施設廃止から、施設解体までの 4 ~ 5 年までと説明しており、今年度まで 6 年間利用いただきました。</p> <p>このため、当センター及びスポーツ施設の廃止に関する説明会の開催予定はございませんが、ご利用者様の意見</p>

		<p>については、隨時施設で受け付けております。</p> <p>なお、新たに建設する利便施設につきましては、詳細が決まり次第説明会を開催する計画です。</p>
5	この度の決定を再考されもう一度来年度予算案上程を見直してほしい。	<p>松戸市議会令和7年9月定例会において、令和8年3月31日にて六実高柳老人福祉センターを廃止する条例が可決していることから、令和8年度予算は減額し要求する考えです。</p>
6	旧施設の解体に合わせて老人福祉センターを解体する理由は。	<p>新しい利便施設を整備するためには、現在の利便施設を解体する必要があります。</p> <p>現在の利便施設を旧施設と別々に解体する場合、工事車両が老人福祉センター前の狭い道路を通行することになり、歩行者の安全な通行の確保をすることが難しくなるほか、騒音や振動等による周辺環境への影響も懸念されます。</p> <p>これらの問題を防ぐため、道路幅に余裕のある旧施設側から工事車両を出入りさせ、旧施設と同時期に解体工事を行う必要があります。</p>
7	老人福祉センターを残したまま旧施設は解体できないのか。	<p>同時期に解体する理由につきましては、No. 6 見解のとおりです。</p> <p>No. 4 見解の説明時に老人福祉センターは、旧施設の稼働停止に伴い熱源を失うことから、風呂の廃止について説明したところ、利用者から継続の要望があったため、新たに給湯機を設置し、6年間延長し、利用を続けてきました。</p> <p>しかしながら、受変電設備で使用している変圧器は、低濃度PCB（ポリ塩化ビフェニル）を使用した製品であるため、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、令和9年3月31日までに処分しなければなりません</p>

		ん。なお、処分するためには、変圧器を取り外す必要があり、取り外すと電気の供給が停止されますので、施設の利用はできなくなります。
8	老人福祉センターを解体するのであれば代替施設の計画を示すべきでは。	松戸市内には当該施設を除いて5施設の老人福祉センターがございますので、それらをご利用ください。
9	老人福祉センターは地域住民の会話の場所であるため、ごみ焼却施設を解体しても、老人福祉センターの解体は先延ばししてほしい。かなわないのであれば、柏市の同様の施設を松戸市民が利用できるようにしてほしい。	老人福祉センターの解体の先延ばしについては、No. 6、No. 7 見解のとおりです。 なお、松戸市民の方が柏市の公共施設をご利用になる場合は、各施設の利用方法等を事前にご確認いただき、市外利用が可能な施設については、定められた料金や手続きに従ってご利用ください。
10	老人福祉センターの存続を要望する。	No. 5 見解のとおり令和8年3月31日での廃止が決定しております。 また、No. 6、No. 7の見解のとおり、旧施設と同時期に解体を行います。

問合せ先
環境部清掃施設整備課
担当 森田、正村、内田
電話番号 047-366-7335